

**令和6年度労災疾病臨床研究事業
労働安全衛生法における一般定期健康診断項目等に関する研究**

研究結果概要

研究代表者 森 晃爾 産業医科大学・産業生態科学研究所・産業保健経営学・教授

研究分担者 立道昌幸 東海大学・医学部・基盤診療学系衛生学公衆衛生学・教授

立石清一郎

産業医科大学・産業生態科学研究所・災害産業保健センター・教授

一般定期健康診断の項目は、労働者の健康課題や医療技術の進展等の変化に応じて見直されるべきである。近年、職場の IT 化が進むとともに、労働者の高齢化や女性の就業率の増加など、労働者の健康管理を取り巻く社会状況が変化している。そこで、厚生労働省は令和5年12月に、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を設置し、最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性や労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について検討を開始している。この検討会の議論が一般健康診断の目的に合ったエビデンスに基づいて行われるように、令和5年度には厚生労働科学特別研究事業として「労働安全衛生法における一般定期健康診断の検査項目等に関する社会状況等の変化に合った科学的根拠に基づく検討のための研究」のための研究班が組織され、健康診断項目の妥当性に関する情報収集が行われた。

しかし、項目が妥当であっても、検査が適切な方法で実施され、その結果が労働者の健康管理に役立てられなければ、健康診断の価値は得られない。そこで本研究では、一般健康診断の運用及び健診後の事後措置に関する基礎的データの収集を行うことで、労災疾病予防に寄与することを目的とした。

1. 職業歴等の一般健康診断で収集すべき問診情報のあり方

一般健康診断における問診情報の収集内容を整理し、特に既往歴・業務歴・自覚症状といった基本項目が就業上の事後措置にどのように寄与し得るかを検討した。既存の文献や標準問診表をもとに、問診項目を「事後措置に直接関連する情報」と「間接的に関連する情報」に分類し、それぞれに対する対応策を表形式で整理した。結果として、事後措置に直接関連する情報は安全配慮義務に直結する重要性が高く、間接的な情報を組み合わせることにより判断材料となる可能性が示された。また、現行制度では単一の問診項目だけでは就業判断が難しく、作業環境や労働者の意向なども含めた総合的な評価が必要であることが明らかとなった。今後は、リスクアセスメントと連動した柔軟な問診運用が、より効果的な健康管理に資すると期待される。

2. 追加が検討される健診項目の運用における実態と課題

一般健康診断の項目見直しに伴い、眼底検査と骨密度検査について健診機関の実施状況を調査した。眼底検査は人間ドックで多く行われ、72%の施設で眼科医が判定を担当していた。60歳以上では要精検率が17.3%と高率であり、判定基準の明確化が必要とされた。骨密度検査では超音波方式が主流で、特に高齢女性で要精検率が高く、精査や治療につなげる体制整備の必要性が示された。

3. 一般定期健康診断を実施した労働衛生機関の医師が事業者に対して就業上の意見を述べる事が可能となる条件の検討

全国労働衛生団体連合会の会員機関に所属し、産業衛生専門医資格を有する医師 4 名を対象に、リモート会議を用いて「健康診断を実施した医師が労働時間の制限に限定すれば

意見を述べる事が可能である」という仮説の下、実施状況や意見提供の条件について聴取した。調査では、産業医契約のない事業場での意見提供は例外的で、継続的契約の下で対応されることが明らかとなった。また、時間外勤務の禁止や交代勤務の制限は実現可能とされる一方、交代勤務全体の禁止には事業者が行う対応に不安が伴うと指摘された。意見提供には事業場担当者との協議の場や適正な対価が必要であり、双方の負担や信頼性確保、法令上の義務認識の向上が課題として挙げられた。今後は、実態に即した対策検討や事例収集、モデル事業の実施が期待される。

4. 一般定期健康診断に対する労働者の意識実態調査

健康診断に対する労働者の認識や期待、健康診断後のサービスのニーズ、二次健診の受診意向、健康診断結果の情報共有に関する意識を明らかにすることを目的として、約3万人の働く人を対照にインターネット調査を実施した。一般健康診断に関する7項目の質問を設定し、性別、年代、企業規模、教育歴別に集計・分析を行った。健康診断の項目や頻度には概ね満足している労働者が多いが、「不足している」と感じる割合が「過剰である」を上回った。健康診断後のサービスでは、「医師による対面の結果説明・保健指導」のニーズが最も高く、次いでAIやオンラインを活用したサービスが求められた。健康診断の不快な経験として待ち時間に関する不満が挙げられた一方、有益な経験として健康状態の把握や生活習慣の見直しが多く挙げられた。二次健診の受診意向は女性、年齢や教育歴が高い層で高い傾向が認められた。健康診断結果の情報共有については「誰にも知られたくない」との回答が最多であり、プライバシーへの配慮が求められることが示唆された。

5. 研究結果を通じて考察された一般健康診断の課題解決の方策

一般健康診断の制度が有効に機能するためには、健診項目の適切性ととともに、①健康診断が適切な方法で実施されること、②問診情報を含む健診結果を用いて、作業関連疾患を予防するために必要な措置が医師により適切に判定されること、③医師の判定結果に基づき事業者によって就業配慮や保健指導等の事後措置が適切に提供されること、④労働者が措置を利用して健康保持のための行動をとることという、全体プロセスが適切であることが必要である。

そのような全体プロセスの改善のためには、以下の事項が検討されるべきと考察された。

①-1 事業場ごとに、存在する業務の内容や労働安全衛生リスクに応じて加工することを前提とした問診テンプレートを導入すること

①-2 労働者の健康課題に合致するとともに、適切な診断医の確保を含むエビデンスに基づく健康診断が実施されること、その際一般健康診断に必要なエビデンスは疾病の早期発見を目的とした各種検診ものとは異なるため、あるべきエビデンスについて整理とコンセンサスが必要であること

②産業医が選任されていない事業場においても一定の就業判定を可能とするような枠組みやツールが整備される必要があること

③健康診断機関の医師が就業上の意見を述べるためには事業者との継続的な契約が不可欠であり、それを促す制度設計が必要であること

④労働者のプライバシーを確保しつつ、対面またはICT併用型の結果説明を受け、自発的な受診・生活改善を促す仕組みの構築を事業者に促すこと